平成二十一年政令第二百八十九号 本年金機構法施行令

項、第十三条、第十四条並びに第三十六条第三項四条並びに附則第十二条第一項、第二項及び第四 九号)第三十八条第九項及び第十項並びに第五十内閣は、日本年金機構法(平成十九年法律第百 及び第五項の規定に基づき、この政令を制定す 2

関する法律の規定の適用についての技術的読替(年金個人情報の保護に係る個人情報の保護に

のとおりとする。 規定の適用についての技術的読替えは、 に関する法律(平成十五年法律第五十七号)の 第三十八条第九項の規定による個人情報の保護 日本年金機構法(以下「法」という。) 次の表

第九 読み替える個読 み 替読み替える字句 第百二十六条第 七 第九十八 第九十八条第第 の規定 人情報の保護え ら に関する法律る字句 項 項 項第一号 十九条第前 条第前項 四条 項 項 条 条 六 十|日本年金機構法第三十八 第|日本年金機構法第三十八 第条第二項 十第六十一条、 |第七十条、第七十四条 条第九項の規定により読 条第九項の規定により読 |日本年金機構法第三十八 み替えて適用する前条第 み替えて適用する前項 項 第六十九条

(不要財産の国庫納付)

第三条 日本年金機構 次条第一項において「現物による国庫納付」と う。以下同じ。)の国庫納付(以下この項及び 臣に提出しなければならない。 次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大 文の規定により認可を受けようとするときは、 いう。)について、法第四十四条の二第一項本 財産(法第五条第四項に規定する不要財産をい 法第四十四条の二第一項の規定による不要 (以下「機構」という。)

- 現物による国庫納付に係る不要財産の内容
- 不要財産と認められる理由
- ける当該不要財産の帳簿価額 当該不要財産の取得の日及び申請の日にお (現金及び預金

にあっては、 取得の日及び申請の日における

- 五. 当該不要財産の取得に係る出資又は支出 会計の区分その他その内容
- する。 までに、当該不要財産を国庫に納付するものと を受けたときは、厚生労働大臣の指定する期日 機構は、法第四十四条の二第一項本文の認可

(中期計画に定めた不要財産の国庫納付)

の認可を受けた同項に規定する中期計画(同項第四条 機構は、中期計画(法第三十四条第一項 いて同じ。)において法第三十四条第二項第五その変更後のもの)をいう。第六条第一項にお 号の計画を定めた場合において、その計画に従 後段の規定による変更の認可を受けたときは、 臣に通知しなければならない。 って現物による国庫納付を行おうとするとき 前条第一項各号に掲げる事項を厚生労働大

2 は、遅滞なく、財務大臣にその旨を通知するも厚生労働大臣は、前項の通知を受けたとき

を国庫に納付するものとする。

(不要財産の譲渡収入による国庫納付)

第五条 機構は、法第四十四条の二第二項の規定 ときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚 庫納付を行うこと(以下「譲渡収入による国庫 じ。)を譲渡し、これにより生じた収入から国び次項並びに第七条第二項第一号において同 生労働大臣に提出しなければならない。 第二項本文の規定により認可を受けようとする 納付」という。) について、法第四十四条の二 により、不要財産(金銭を除く。以下この項及

- 三 納付の方法を譲渡収入による国庫納付とす 不要財産と認められる理由
- 兀 五. ける当該不要財産の帳簿価額 譲渡に要する費用の費目、 当該不要財産の取得の日及び申 譲渡によって得られる収入の見込額 -請の日にお
- 七 当該不要財産の取得に係る出資又は支出の

- 現物による国庫納付の予定時期

その他必要な事項

4 3

3 労働大臣の指定する期日までに、当該不要財産 機構は、第一項の通知を行ったときは、厚生

は、遅滞なく、財務大臣にその旨を通知するも のとする。

譲渡収入による国庫納付に係る不要財産の 3

- 額及びその合計額 費目ごとの見込
- 会計の区分その他その内容

- 譲渡の方法 譲渡の予定時期
- 2 譲渡収入による国庫納付の予定時期 その他必要な事項
- 告書を厚生労働大臣に提出するものとする。 きは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報 による認可を受けて不要財産の譲渡を行ったと 機構は、法第四十四条の二第二項本文の規定 当該不要財産の内容
- 額」という。) 一項及び第二項第二号において 譲渡によって得られた収入の額 「譲渡収入 (第七条第
- 譲渡に要した費用の費目、 費目ごとの金
- 及びその合計
- 譲渡をした時期

兀

- 証する書類を添付するものとする。 前項の報告書には、同項各号に掲げる事項を
- けたときは、法第四十四条の二第二項本文の規 した金額を機構に通知するものとする。 定により厚生労働大臣が定める基準に従い算定 厚生労働大臣は、第二項の報告書の提出を受
- 5 り通知された金額を国庫に納付するものとす 働大臣の指定する期日までに、同項の規定によ る。 機構は、前項の通知を受けたときは、厚生労
- 国庫納付) (中期計画に定めた不要財産の譲渡収入による
- 2 厚生労働大臣は、前項の通知を受けたとき 第六条 機構は、中期計画において法第三十四条 を厚生労働大臣に通知しなければならない。 うとするときは、前条第一項各号に掲げる事項 第二項第五号の計画を定めた場合において、そ の計画に従って譲渡収入による国庫納付を行お
- の通知があった場合について準用する。 前条第二項から第五項までの規定は、 第一 項
- 第七条 機構は、譲渡収入額に当該財産の帳簿価 の厚生労働大臣の指定する期日までに、簿価超項(前条第三項において準用する場合を含む。) 条の二第三項ただし書の規定によりその全部又 額」という。) があった場合には、法第四十四 認可を受けようとするときを除き、第五条第五 は一部の金額を国庫に納付しないことについて 額を超える額(以下この条において「簿価超過 過額を国庫に納付するものとする。 (簿価超過額の国庫への納付) 3

- 事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出し 含む。)の報告書の提出と併せて、 条第二項(前条第三項において準用する場合を とについて認可を受けようとするときは、第五 その全部又は一部の金額を国庫に納付しないこ 法第四十四条の二第三項ただし書の規定により なければならない。 機構は、簿価超過額があった場合において、 次に掲げる
- 譲渡収入による国庫納付に係る不要財産
- 三 簿価超過額のうち、納付しないことを求め る額及びその理由 帳簿価額、譲渡収入額及び簿価超過額
- 金額を控除した額を国庫に納付するものとす 期日までに、簿価超過額から当該認可を受けた 認可を受けたときは、厚生労働大臣の指定する 機構は、法第四十四条の二第三項ただし書
- 第八条 法第四十四条の二第一項の規定により国 帰属する。 に関し国庫に納付する金額は、年金特別会計に 第三項の規定により不要財産 (金銭を除く。) 庫に納付する不要財産又は同条第二項若しくは (国庫に納付する不要財産等の帰属する会計)
- 2 大臣及び財務大臣が定めるものとする。 れる場合には、同項の規定にかかわらず、当該 (資本金の減少に係る通知及び報告) 不要財産又は金額が帰属すべき会計を厚生労働 前項の規定によることが適当でないと認めら
- 第九条 厚生労働大臣は、法第四十四条の二第四 機構に通知するものとする。 ものとされる金額を定めたときは、その金額を なかったものとされ、機構の資本金を減少する 項の規定により機構に対する政府からの出資が
- 2 を厚生労働大臣に報告するものとする。 り資本金を減少したときは、遅滞なく、その旨 機構は、法第四十四条の二第四項の規定によ
- は、遅滞なく、その旨を財務大臣に通知するも のとする。 厚生労働大臣は、前項の報告があったとき
- (他の法令の準用
- 行政機関とみなして、これらの規定を準用す第十条 次の法令の規定については、機構を国の 行政機関とみなして、
- 号) 第六十八条第一項 司法書士法 (昭和二十五年法律第百九十七

二 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二

不動産登記法(平成十六年法律第百二十三 (昭和四十二年法律第三十五

年政令第十一号)第三十五条第一項及び第一 まで(これらの規定を船舶登記令(平成十七 号)第十六条及び第百十五条から第百十七条 九号)第七条第一項第六号(同令別表の七十 項において準用する場合を含む。) 不動産登記令(平成十六年政令第三百七十

三の項に係る部分に限る。)及び第二項並び 第二項並びに第二十七条第一項第四号(同令 表一の三十二の項に係る部分に限る。)及び おいて準用する場合を含む。) を船舶登記令第三十五条第一項及び第二項に 条第四項及び第十九条第二項(これらの規定 に第十六条第四項、第十七条第二項、第十八 船舶登記令第十三条第一項第五号(同令別 2

前項の場合において、不動産登記令第七条第 別表二の二十二の項に係る部分に限る。)及

替えるものとする。 公告した日本年金機構の役員又は職員」と読み 金機構の理事長が指定し、その旨を官報により た官庁又は公署の職員」とあるのは、「日本年 十七条第二項中「命令又は規則により指定され 二項並びに船舶登記令第十三条第二項及び第二

令で定めるものについては、厚生労働省令で定 めるところにより、機構を国の行政機関とみな して、これらの命令を準用する。 勅令及び政令以外の命令であって厚生労働省

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十二年一月一日から 施行する。ただし、附則第五条及び第八条から 第十二条までの規定は、公布の日から施行す 3

(機構の成立の際、 国から承継される権利及び

第二条 利及び義務は、 法附則第十二条第一項の政令で定める権 次に掲げる権利及び義務とす

及び附則第七条第一項において「土地等」と 工作物(その土地に定着する物及びその建物 社会保険庁の所属に属する土地、建物及び 附属する工作物を含む。次条第一項第一号

> 労働大臣が指定するものに関する権利及び 議して指定するものに関する権利及び義務 いう。)のうち厚生労働大臣が財務大臣に協 社会保険庁の所属に属する物品のうち厚生

以外のものであって、厚生労働大臣が指定す する権利及び義務のうち前二号に掲げるもの 法第二十七条に規定する業務に関し国が有

される資産及び負債) (権利及び義務の承継の際出資があったものと

第三条 産 は、 法附則第十二条第二項の政令で定める資 次に掲げるものとする。

務に係る負債のうち厚生労働大臣が指定するも は、同条第一項の規定により機構が承継した義 法附則第十二条第二項の政令で定める負債 第一項の規定により機構が承継した権利に係 る資産のうち厚生労働大臣が指定するもの 前号に掲げるもののほか、法附則第十二条 前条第一号の規定により指定された土地等

(出資の時期) のとする。

|第四条 法附則第十二条第一項の規定により機構 政府から機構に対し出資されたものとする。 その承継の際、同条第二項に規定する金額は、 が国の有する権利及び義務を承継したときは、 (評価委員の任命等)

第五条 法附則第十二条第三項の評価委員は、次 に掲げる者につき厚生労働大臣が任命する。

財務省の職員 一人

厚生労働省の職員 — 人

法附則第五条第一項の設立委員) 一人 機構の役員(機構が成立するまでの間は、 学識経験のある者 二人

2 る。 同項の評価委員の過半数の一致によるものとす 法附則第十二条第三項の規定による評価は、

第三項の規定による評価に関し必要な事項は、 厚生労働省令で定める。 前二項に定めるもののほか、法附則第十二条

(不動産に関する登記の特例)

第六条 ときは、第三条第一項において準用する不動産 り不動産に関する権利を承継した場合におい 登記義務者の承諾を得ることを要しない 登記法第百十六条第一項の規定にかかわらず、 て、その権利についてすべき登記の嘱託をする 機構が法附則第十二条第一項の規定によ

(国有財産の無償使用)

|第七条 法附則第十四条の政令で定める国有財産 されている土地等(附則第二条第一号の規定に は、機構の成立の際現に専ら社会保険庁に使用 より厚生労働大臣が指定するものを除く。)と

2 前項の国有財産については、法附則第四条第 り、機構に対し、無償で使用させることができ なるべき者が機構の成立前に申請したときに限 一項の規定により指名を受けた機構の理事長と

第八条 法附則第三十六条第三項の政令で定める 合」という。) の管掌する健康保険の一般保険 事項は、同条第一項の健康保険組合(以下「組 料率とする。

|第九条 厚生労働大臣は、 項の認可をしたときは、 しなければならない。 次に掲げる事項を告示 法附則第三十六条第三

(規約の公告) 組合の設立に係る事業所の名称及び所在地

やかに、組合の規約を公告しなければならな 則第三十六条第三項の認可を受けたときは、速

第十二条 組合が成立したときは、組合の理事長 が選任されるまでの間、機構の理事長が、組合

(理事長の職務の代行)

(平成二八年一二月二六日政令第

1 この政令は、公的年金制度の持続可能性の向 律第百五号)第二十一条第一項第三号の改正規積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法 第一条第一号に掲げる規定(同法第五条中年金 新されて「改正法」という。) 附則 定 上を図るための国民年金法等の一部を改正する (同号イ中「第八号」を「第九号」に改める

2

(認可事項)

(厚生労働大臣の告示)

組合の名称

組合の事務所の所在地

第十条 法附則第五条第一項の設立委員は、法附

(重要事項の報告)

に、組合会を招集し、組合の設立の経過及び一第十一条 機構の理事長は、組合の成立後速やか 般保険料率その他重要な事項を報告しなければ

の理事長の職務を行う。

四〇二号)

(施行期日)

正規定を除く。)の施行の日(平成二十八年十 部分を除く。)及び同法第二十二条第二号の 一月二十七日)から施行する。

第二項の規定は、適用しない。 含む。)の報告書」とあるのは「第五条第一項 条第二項(前条第三項において準用する場合を る認可をした」と、新令第七条第二項中「第五 提出を受けた」とあるのは「第一項の申請に係 第六号」と、同条第四項中「第二項の報告書 るのは「第一項の申請書には、同項第五号及び 第三項中「前項の報告書には、同項各号」とあ あるのは「得られた収入の額」と、同項第六号 と、同項第五号中「得られる収入の見込額」と と、同項第四号中「申請」とあるのは「譲渡」 性の向上を図るための国民年金法等の一部を改 項本文」とあるのは「公的年金制度の持続可能 条の二第二項の」と、「法第四十四条の二第二 るための国民年金法等の一部を改正する法律 条第一項中「法第四十四条の二第二項の」とあ 及び第七条の規定の適用については、新令第五 労働大臣が同項に規定する不要財産の譲渡に相 渡の予定」とあるのは「譲渡をした」と、同条 額」とあるのは「金額」と、同項第九号中「譲 中「要する」とあるのは「要した」と、「見込 正する法律附則第十条第二項の規定によりみな るのは「公的年金制度の持続可能性の向上を図 当するものとして定めた財産の譲渡に対するこ の申請書」とし、新令第五条第一項第三号及び して適用する法第四十四条の二第二項本文」 (以下この項において「新令」という。) 第五条 の政令による改正後の日本年金機構法施行令 (平成二十八年法律第百十四号) 附則第十条第 一項の規定によりみなして適用する法第四十四 改正法附則第十条第二項の規定に基づき厚生

九二号) (令和三年一〇月二九日政令第二

(施行期日)

第一条 この政令は、デジタル社会の形成を図る 日。附則第四条において「整備法第五十条施行 第五十条の規定の施行の日(令和四年四月一 項及び附則第四条において「整備法」という。) ための関係法律の整備に関する法律(次条第一 日」という。)から施行する。

七号) 則 (令和四年四月二〇日政令第一七

3 施行の日(令和五年四月一日)から施行する。第一条 この政令は、デジタル社会の形成を図る係法律の整備に関する法律(次条において「整備法」という。)第五十一条の規定の第一条 この政令は、デジタル社会の形成を図る(施行期日)